

食物アレルギーに係る調査 中学校用

記入日 令和 年 月 日

ふりがな		保護者氏名 連絡先	(- -) ⑩
生徒氏名			
出身校	小学校		

★ご確認ください★

学校生活における食物アレルギー対応はすべて「学校生活管理指導表」に基づいて行います。

【学校生活における食物アレルギー対応とは？】

- ・ 給食 ※お弁当を選択される方も学校生活管理指導表をご提出いただきます。
- ・ 食物・食材を扱う授業・活動（調理実習，理科の実験など）
- ・ 運動（体育・部活動など）
- ・ 宿泊を伴う校外活動（木島平スキー教室（1年），修学旅行（3年）など）


給食や宿泊行事に限定した食物アレルギー対応はできかねますので，ご了承ください。

質問 お子様は現在，食物アレルギーと診断されていますか？どちらかに○をつけてください。

- ・ はい →小学校もしくは進学先に連絡の上「学校生活管理指導表」を受け取り，1～2月に行われる保護者説明会までに病院を受診し，学校での対応について医師にご相談ください。医師が対応が必要だと診断した場合「学校生活管理指導表」をご提出ください。（その後の流れは裏面をご参照ください）
- ・ いいえ

* 調布市立中学校の給食では，除去食・代替食の提供などは行っておりません。

* 保護者説明会を欠席される場合，もしくは中止の場合は，給食申込書と一緒に進学先に直接ご提出いただくか，郵送での提出をお願いいたします。

* 「学校生活管理指導表」他，中学校への提出書類はダウンロードすることもできます。調布市のホームページ内にて右記ご検索ください。 

* 気管支ぜん息，アトピー性皮膚炎等，食物以外のアレルギー疾患で学校生活における対応が必要な場合は，別途，進学先にご相談ください。

ご心配・ご不明な点がありましたら，進学先または下記にご相談ください。

【問い合わせ先】調布市教育委員会 教育部 学務課 保健給食係 電話 042-481-7476

～ ご協力ありがとうございました ～

《中学校での対応》

1. 学校生活における食物アレルギー対応とは、給食だけでなく宿泊行事や調理実習等も含みます。
→小学校でブルートレイの方（市統一で給食では使用・提供しない食材のみが原因食物と診断されていたお子さん）も宿泊行事等で原因食物が提供される可能性があります。このような場合も含めて、対応が必要な場合は、医師と相談の上、入学に際して学校生活管理指導表をご提出ください。
2. 中学校給食は除去食・代替食は提供しません。
→中学校給食は自校方式ではなく、親子調理方式で、近隣の小学校で作ったものを配送します。
そのため、小学校とは違い除去食・代替食は提供できず、「自己除去」となります。
中学校の自己除去は、原因食物だけを自分で取り除くのではなく、原因食物の入っている料理すべてが除去となりますので、除去のある日は持参品を必ず持たせてください。
3. 中学校給食はおかわりができるようになります。
→中学校給食は「自己除去」のため、トレイや食器の色分けがありません。
食物アレルギーのあるお子さんもおかわりができるようになります。「自己除去」の日はどのメニューが除去なのか、本人がしっかり意識できるように毎朝確認してください。

食物アレルギーと

診断されている

保護者説明会時（1～2月）

「食物アレルギーに係る調査 中学校用」（本紙）を記載し提出。

学校生活管理指導表，個別取組プラン（中学版），緊急時個別対応カードの記載ができていたら，合わせて中学校に提出し，アレルギー面談日程を決める。

入学前

中学校にてアレルギー面談を行い，対応内容を決定する。

4月

給食での対応開始。対応に変更などがあれば随時更新。

7月以降

学校生活管理指導表の更新+次年度の対応内容を決定

食物アレルギーと

診断されていない

保護者説明会時（1～2月）

「食物アレルギーに係る調査 中学校用」（本紙）を記載し，提出して終了。

卒業もしくは除去解除するまで1年毎に学校生活管理指導表を更新し面談を実施。
対応変更時は随時，学校生活管理指導表の更新と面談を実施。